## 施設・設備整備事業の概要(病院関係)

### ①【医療提供体制 施設整備交付金】

	事 業 名	事業内容	補 助 条 件	基準額	補助率	実施主体
	病院群輪番 制病院及び 共同利用型 病院施設整 備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の施設整備	病院群輪番制病院等とし て必要な各部門の新築、増 改築	150 ㎡(特別の理由がある場合、300 ㎡を限度)×484,000 円 加算 CCU整備、SCU整備:1床当たり15 ㎡(2床を限度)	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
4	救急ヘリポ ート施設整 備事業	入院を要する(第 二次)救急医療体 制病院へのヘリポ ート整備	入院を要する(第二次)救 急医療体制病院へのヘリ ポート整備	1 医療機関当たり 60,772 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
	救シ整備事業とは、	教命教急センターでの新築、増改築	・任病室の大力で変素を ・て急射を ・にも ・震院 ・タを上救しの専治る期の及入心卒救中用。 と室(CCU)、専外と タ診査者にでむ)、小門傷す ・の事治る期の及入心卒救中用。 と室(CCU)、専外と タ診査者にでむ)、小門傷す ・の事治る期の及入心卒救中用。 と室(大力でする)、 中間の事治の事態を応じ、小門傷す ・の事務のでする。 を なった ・ でむ ののの地でタッと を なった ・ でむ のののがです。 と室(大力のでは、 中末を は とののでは、 中末を は とののでは、 中末を がら がら がら がら がら です。 と変に を がら がら がら がら がら がら がら がら がら で がら	病棟、診療・484,000 円 基準面積 2,300 ㎡ 30 床当たり 30 ㎡を高積 2,300 ㎡ 30 床当たり 4 床も中中 1 所容(SCU)を整備する。1 床当たり 4 床を限度)15 ㎡をを専門病床(小児教室)を整備すする。1 に、小児療室(B)15 ㎡をを限度)15 ㎡をを限度)15 ㎡をを限度)15 ㎡をを限度)15 ㎡をを限度)15 ㎡をかり(4 床を専門病室(CCU)を整備する。1 集当たり(4 床を専門病室(CCU)を整備する。1 集当たり(4 床を専門病室(M) 第一下の場合。1 第一下のよりの。1 第一下のよりの。1 第一下のよりの。1 第一下のよりの。1 第一下のよりの。1 第一下のよりの。1 第一下のよりのよりの。1 第一下のよりのよりのより	0.33 (国 0.33)	公的働大臣の認める者

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
4	小児救急医 療拠点病院 施設整備事 業	小児救急医療拠点 病院として必要な 部門の新築、増改 築	小児重症救急患者の入院 を要する(第二次)救急医療 機関として必要な小児科 診療部門(診療室、処置室、 手術室、薬剤室、エックス 線室、検査室等)、小児専用 病室等を設けるものとす る。	150 ㎡×484,000 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
5	小児集中治 療室施設整 備事業	小児集中治療室の 施設整備	小児集中治療室病床を 6 床以上有し、独立した看護 単位を有すること	1 医療機関当たり 基準面積 (20 ㎡×小児集中治療 室病床数) ×484,000 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
6	小児医療施 設施設整備 事業	小児疾患、新生児 疾患の診断、治療 を行う小児医療施 設の整備	小児医療施設として必要 な施設(診療棟、小児専用 病棟)の整備	800 ㎡×基準単価 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 診療棟 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
7	周産期医療 施設施設整 備事業	出産前後の母体、 胎児及び新生児の 一環した管理を行 う母体・胎児集中 治療管理室及び産 科区域の整備	周産期医療施設として必要な周産期専用病棟(母体・胎児集中治療管理室を含む。)の整備病棟等の感染対策に係る産科区域の整備	MFICU 整備 300 ㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 産科区域整備 対象面積 1 ㎡×239,300 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【地域周産 期母子医療セン ター等】
8	地域療育支援施設施設整備事業	地域療育支援施設の施設整備	・専用病床を2床以上(10 床以内)有すること ・家族がスムーズに在宅 医療等へ移行できるよう 家族同室で指導できる個 室を備えること	基準面積 (1 床当たり 130 ㎡ (10 床を限度)) ×基準単価 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 診療棟 鉄筋コンクリート: 484,000 円	0.5 (国 0.5)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
9	共同利用施 設施設整備 事業	共同利用施設、地 域医療支援病院の 共同利用部門として が 対理な特殊診療 棟、開放型病棟の 新築、増改築	共同利用施設 ・高額医療機器の共同利用を実施 ・共同利用施設運営委員 会設置 ・圏域内医師会の同意等 地域医療支援病院の共同 利用部門 ・医療法等の規定に基づ き、共同利用を実施	特殊診療棟 300 ㎡×基準単価 開放型病棟 一般病床数×1床当たり基準面 積×基準単価 1 床当たり基準面積 耐火構造:13.88 ㎡ ブロック・木造:12.56 ㎡ 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート:484,000 円 ブロック:214,000 円 診療棟 鉄筋コンクリート:484,000 円 ブロック:214,000 円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の 認める者(公的 団体を除く)

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
10	医療施設を療施設整	老近療事衛を等の後、善棟をの後、善棟をの後、善棟をの後、善棟をのを備	精神病棟の老朽化等による建替等 ・築後概ね30年以上経過 ・整備後の1床ごとの病室前後を6.4㎡(改修5.8㎡)以上、1床当たりの病柱面積18㎡(改修16㎡)以上確保 ・整備減。ただししてい域が変に、で、変には、大変でので、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変では、大変で	精神病棟 基準面積(①+②)×基準単価 基準面積 ① 病棟整備 ア 病室面積 6.4 ㎡以上 →25 ㎡×整備後の整備 区域病床数 イ 病室面積 5.8 ㎡以上 →22 ㎡×整備後の整備 区域病床数 ② 加算条件該当の場合 ア 整備区域病床数を 20%以上削減 →25 ㎡×整備後の整備 区域病床数を 20%以上削減 →15 ㎡×整備後の整備 区域病床数を 20%未満削減 →15 ㎡×整備後の整備 区域病床数を 20%未満削減 →15 ㎡×整備後の整備 区域病床数を 20%未満削減 →15 ㎡×整備後の整備 区域病床数を 20%未満削減 →15 ㎡×整備後の整備 区域病床数を	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生労働大臣の認める者
			結核病棟改修等 ・感染症指定医療機関であること ・築後概ね30年以上経過 ・整備後の1床ごとの病室面積を6.4㎡(改修5.8㎡)以上、1床当たりの病棟面積18㎡(改修16㎡)以上確保 ・整備病棟の病床数を10%削減。ただし、る病院可制減に所在する病院同規削地域に例の他可能な場合、削減不要(整備完了後においても増床しないこと)	結核病棟 基準面積(①+②)×基準単価  基準面積 ① 病棟整備 ア 病室面積 6.4 ㎡以上 →25 ㎡×整備後の整備 区域病床数 イ 病室面積 5.8 ㎡以上 →22 ㎡×整備後の整備 区域病床数 ② 陰圧化等空調整備 15 ㎡×整備後の整備区域の病床数 基準単価 鉄筋コンクリート: 484,000 円ブロック: 214,000 円		

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
11	地域災害施災害備事業	地域災害拠点病院の施設整備	地域災害拠点病院として必要な新築、増改築及び既存建物の補強	ア補強が必要と認められるもの (イを除く工法によるもの) 2,300 ㎡×84,100 円 イ上記補強を免震化工法により 実施する場合 2,300 ㎡×92,510 円 ア耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 (イを除く工法によるもの) 2,300 ㎡×399,800 円 イ上記補強を免震化工法により 実施する場合 2,300 ㎡×439,780 円 備蓄倉庫 1 医療機関当たり 56,113 千円 自家発電装置 1 医療機関当たり 182,276 千円 受水槽 1 医療機関当たり 167,974 千円 ヘリポート 1 医療機関当たり 96,836 千円 給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円 燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	0.33 (国 0.33) 国 震う必めもび、備設 0.5 (国 0.5)	県知事の要請を の要請処 病院で、 同 が で の 認 数 者
12	災害拠点精 設整備事業	災害拠点精神科病 院の施設整備	災害拠点精神科病院として必要な新築、増改築及び既存建物の補強	ア補強が必要と認められるもの (イを除く工法によるもの) 2,300 ㎡×84,100 円 イ上記補強を免震化工法により 実施する場合 2,300 ㎡×92,510 円 ア耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する病院 (イを除く工法によるもの) 2,300 ㎡×399,800 円 イ上記補強を免震化工法により 実施する場合 2,300 ㎡×439,780 円 自家発電装置 1 医療機関当たり 182,276 千円 受水槽 1 医療機関当たり 167,974 千円 給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円 燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	0.33 (国 0.33) (国 震う必めもび、備設の、 (国 0.5)	県知事の要請を 受けた災害拠点 精神科働大臣の 認める者
13	腎移植施設 施設整備事 業	腎移植の実施に必 要な無菌手術室の 新築、増改築	腎移植施設として必要な 施設整備	100 ㎡×626,700 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
14	特殊病室施 設整備事業	骨髄移植施設等に おける無菌室を整 備するための施設 整備	特殊病室 (無菌室) として 必要な施設整備	1 室当たり 79,531 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
15	肝移植施設 施設整備事業	肝移植施設として 必要な無菌手術室 の整備	無菌手術室(機械室及び附 属設備を含む)の整備	100 ㎡×626,700 円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
16	治験施設施設整備事業	治験施設として必 要な治験専門外 来、治験管理部門 の整備	厚生省令に従った治験の 実績が相当数あり、施設の 拡充整備を行うことによ り、より一層治験の遂行が 図れること	基準面積×基準単価 基準面積 ・治験専門外来 100 ㎡ ・治験管理部門 75 ㎡ 基準単価 治験専門外来 鉄筋コンクリート: 484,400 円 ブロック: 214,000 円 治験管理部門 鉄筋コンクリート: 484,400 円 ブロック: 214,000 円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の 認める者(公的 団体を除く)
17	医療施設土 砂災害防止 施設整備事 業	医療施設の耐震化 又は補強等の整備	土石流危険区域等、又は危 険地域等外でも土砂災害 の影響が及ぶ可能性があ る地域の医療施設の外壁 補強、防護壁設置等	補強又は防護壁の設置等が必要 と認められるもの 1か所当たり 66,400千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
18	医療施設等耐震整備事業	医療施設の耐震化 又は補強等	補助対象医療施設に対して行う地震防災上緊急に整備すべき耐震化整備	ア補強が必要と認められるもの (イを除く工法によるもの) 2,300 ㎡×84,100 円 イ上記補強を免震化工法により 実施する場合 2,300 ㎡×92,510 円 ア耐震構造指標である Is 値が 0.4 未満の建物を有する第二次救急 医療施設等(ウを除く工法による もの) 2,300 ㎡×399.800 円 イ耐震構造指標である Is 値が 0.3 未満の建物を有する病院(第二次 救急医療施設等は除く)(ウを除く工法によるもの) 2,300 ㎡×399.800 円 ウ上記補強を免震化工法により 実施する場合 2,300 ㎡×439,780 円 平成7年に施行された地震防災 対策特別措置法(平成7年法年) が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき きて地震防災上緊急に整備すべきにより きによる場合 ア補強を免震化工法により きに対した5箇年計画に定められた地震防災上際急に整備すべき きに対した5個年計画に対した10円 イ上記補強を免震化工法により きに対した5個年計画に対した10円 イ上記補強を免震化工法により またがの場合	0.5 (国 0.5)	厚生労働大(Is ) 働者(Is ) 大(Is ) 大(
19	アスベスト 除去等整備 事業	アスベスト等の除 去等の施設整備	アスベスト等の除去等に 必要な施設整備	1 ㎡当たり 56,600 円× アスベスト等の除去等を行う壁 等の延面積	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
20	医療機器管 理室施設整 備事業	医療機器に係る評価・選定、保守管理、廃棄までの一貫した管理を行う 医療機器管理室の整備	・地域における中核的な 医療機関であること ・臨床工学技士等による 管理体制の整備	80 ㎡×484,000 円	0.33 (国 0.33)	厚生労働大臣の 認める者(公的 団体を除く)
21	地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に 資する病院の施設 整備	・省エネに関する規程等の策定 ・整備の結果、法に規定する温室効果ガス総排出量の減少が見込まれること・屋上等に太陽電池・太陽熱給湯器の設置、建物の壁面や屋上等の緑化、高効率熱源機器の導入など	1 医療機関当たり 109,430 千円	0.33 (国 0.33)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
22	看護師の特 定行為に係 る指定研修 機関等施設 整備事業	看護師の特定行為 に係る指定研修機 関等施設整備事業	看護師の特定行為研修の 実施に必要な施設整備	80 ㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 木造: 355,000 円	0.5 (国 0.5)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者

事業名	事業内容	補助条件	基 準 額	補助率	実施主体
非発が悪備 事業	非常用自家発電設備及び給水設備の整備	非の情(燃料・ に、大きない。 に、たっない。 に、大きない。 に、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	・非常用自家発電設備 1 医療機関当たり 182,276 千円・受水槽 1 医療機関当たり 167,974 千円・給水設備 1 医療機関当たり 78,989 千円・燃料タンク 1 医療機関当たり 36,426 千円	0.33 (国 0.33) 受水槽、は 0.5 (国 0.5)	(1)夕療産ン療定設団行く(2)団民合社人会業会院(3)病型示番日夕医在院実植イ同設団行健合保赤福団厚合く教一拠期夕支機者体政)国体健、、恩、協のの病院病病医夜一療宅、施施ケ利者体政康会険十祉済生連入命、点母一援能(、法 民連康日社賜全同設開院、院院制間、拠医脳病設ア用(、法保、組字法生農合教へ病子、病病地地人 健合保本会財国組置設群共、、病急小点療卒院、施施地地人険国合社人会業合意き院医地院院方方人 康会保赤福団厚合す者輪同教在院患児病実中、老設設方方、団民、、恩、協会と、地域、の公独を 保、険十祉済生連る 番利急宅、セ教院施医腎人、の公独国体健日社賜全同をン医周セ医特開共立除 険国組字法生農合病 制用告当休ン急、病療移デ共開共立民連康本会財国組除

事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
医浸事 施対 設策	医療施設の浸水対 策に係る止水板等 の設置、医療 備の移設 横の移設	・医療用設備(建物と一体ととで変異などのでは、電源発電機設備を行うのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	・医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1医療機関当たり 51,439 千円 ・電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの 1医療機関当たり 40,591 千円 ・止水版もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの 1医療機関当たり 72,300 千円 ・排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの 1医療機関当たり 28,158 千円	0.33 (国 0.33)	救一制用告当休ン点点へ病子一療宅院実植イ同方方人険国合社人会業会援能命、病型示番日タ病精き院医、拠医、施施ケ利公独、団民、、恩、協、病病救病院病病医夜一院神地、療小点療脳病設ア用共立国体健日社賜全同地院院急院、院院制間、、科医周療児病療卒院、施施団立民連康本会財国組域、の急院、院院制間、、科医周療児病療卒院、施施団行民連康本会財国組域、の急院、院院制間、、科医周療児病療卒院、施施団合民連康本会財国組域、の急院、院院制置、、科医周療児病療卒院、施施団行健合保赤福団厚合医特開之群共、、病急災災病療産セ救院実中、老設設体行健合保赤福団厚合医特開ン輪同救在院患害害院拠期ン急、施医腎人、、、政康会険十祉済生連療定設タ番利急宅、セ拠拠、点母タ医在病療移デ共地地法保、組字法生農合支機者

#### ②【医療施設等 施設整備費補助金】

	事業名	事業内容	補 助 条 件	基 準 額	補助率	実施主体
1	研修医のための研修施設整備事業	研修棟として必要 な部門の新築、増 築及び改築	研修棟として必要な部門 (講義室、討議室、図書・ 視聴覚部門、仮眠室、管理 部門、倉庫等)の整備	基準面積(研修医数×30 ㎡(1,000 ㎡を限度) ×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート:484,000円 ブロック:214,000円 木造:355,000円	1/2 (国 1/2)	厚生労働大臣の 認める者(公的 団体を除く) 【臨床研修指定 病院】
2	臨床研修病 院施設整備 事業	外来診療棟の拡充 整備に係る新築、 増築及び改築	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るための外来診療棟の拡充整備(ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。)	500 ㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート:484,000円 ブロック:214,000円	1/2 (国 1/2)	厚生労働大臣の 認める者(公的 団体を除く) 【臨床研修指定 病院】

	事業名	事業内容	補助条件	基 準 額	補助率	実施主体
3	へき地医療 拠点病院施 設整備事業	へき地医療拠点病 院として必要な部 門の新築、増築及 び改築	へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、 へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線、 手術部門及び医師住宅を設けるものとする。	基準面積×基準単価 基準面積 診療部門 1,000 ㎡ 医師住宅 1戸当たり 80 ㎡ (2戸を限度) 基準単価 病棟 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 診療棟 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 で町住宅 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を 受けた者 【へき地医療拠 点病院】
4	医師臨床研 修病院研修 医環境整備 事業	臨床研修医の宿舎の整備	臨床研修医の研修環境、生 活環境の充実を図るため に必要な宿舎の整備 (バルコニー、廊下、階段 等共通部分も含む)	基準面積 (研修医数×20 ㎡) ×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート: 484,000 円 ブロック: 214,000 円 木造: 355,000 円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	厚生労働大臣の 認める者(公的 団体を除く) 【臨床研修指定 病院】
5	離島等患者 宿泊施設施 設整備事業	離島等患者宿泊施設として必要な宿泊施設の新築、増築、改築及び改修	・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること・居室が個室であること	基準面積 (室数×40 ㎡ (8 室を限度)) ×651 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
6	有床診療所 等スプリン クラー等施 設整備事業	スプリンクラー (パッケージ型自 動消火設備を含 む)整備	・消防法施行令の一部を改 正する政令(平成26年政令 第333号)等により、新た にスプリンクラーの設置義 務が生じた、又は義務は生 じていないが自主的に設置 しようとする施設で、新規 に整備するもの	通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 24千円 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 23千円 パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 28千円 消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 27千円 加算 通常型スプリンクラー及び水道 連結型スプリンクラー整備について、消火ポンプユニットを設置 1施設当たり 2,460千円	1/2 (国 1/2)	市町、医療法人、 社会福祉法人、 その他厚生労働 大臣が適当と認 める者
				自動火災報知設備 1 施設当たり 1,279 千円	定額	

	事業名	事業内容	補 助 条 件	基準額	補助率	実施主体
7	院内感染対 策施設整備 事業	院内感染に適切に 対応するための病 室の個室化、空調 設備の整備	・院内感染対策講習会に参加する等の積極的取り組み ・個室整備に必要な設備 (バス、トイレ等)を設置	1 室当たり 29,420 千円 加算 空調設備(空気清浄度クラス1万 以上)整備 37,469 千円	1/3 (国 1/3)	厚生労働大臣の 認める者(公的 団体を除く)
8	医療施設ブロック塀改修等施設整 備事業	地震等で倒壊の危 険性があるブロッ ク塀の改修及び他 の材料を用いた塀 への建替等の施設 整備	敷地内に保有する倒壊の危 険性があるブロック塀の改 修等	対象の長さ1m×97 千円 (30mを上限とする。)	1/3 (国 1/3)	病院の開設者
9	新興感染 事 新 與 惠 報 與 惠 報 與 惠 報 的 是 我 我 的 是 我 我 我 的 是 我 我 我 我	病床確保,発熱外 来への医療の提供 を内容とする協定 締結医療機関等が 実施する施設整備	病室の感染ない。 病室の感染ない。 病室の感染ない。 病を発生・ の感染ない。 の感染ない。 の感染ない。 の思えない。 の思えない。 の思えない。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	病室の感染対策に係る整備 1室あたり 29,420千円 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡あたり 484千円 個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡あたり 484千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2) 病室設備 は 1/3 (国 1/3) (県 1/3)	病院、診療所の 開設者

### ③【医療提供体制 推進事業費補助金】

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1	病院群輪番 制病院及び 共同利用型 病院設備整 備事業	病院群輪番制病院、共同利用型病院の設備整備	病院群輪番制病院等とし て必要な医療機器の整備	医療機器 22,000 千円 (特別に必要がある場合、 110,000 千円を限度) 心臓病専用医療機器 6,285 千円 脳卒中専用医療機器 6,285 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【地方公共 団体の長の要請 を受けた病院の 開設者】

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
2	救命救急センター設備 整備事業	救命救急センター として必要な医療 機器等の整備	・救命教急を ・救命教を を療機品等を ・救命教を を療力を を変える のでは、	1~5の合計額 1 医療機器(2~5を除く) 1 か所当たり 256,300 千円 (30 床未満の場合、1 床当たり 8,470 千円を減額し、重症熱傷 医療を行う場合、1 か所当たり 44,000 千円を加算することができる) 2 心臓病専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 3 脳卒中専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 4 小児救急専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 5 重症外傷専用医療機器 1 か所当たり 62,856 千円 「クターカー」が所当たり 58,737 千円 心電図受信装置 1 か所当たり 2,774 千円 無線装置 1 か所当たり 1,100 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3) ※ 線装置 のみ、 補助率 10/10 ※ドクタの 補助率1/2	公的団体、厚生 労働大臣の認事の 者【県知また での開設者】
3	高度救命救急センター設備整備事業	高度救命救急セン ターとして必要な 広範囲熱傷等の特 殊疾病患者用医療 機器の整備	高度救命救急センターと して必要な医療機器の整 備	広範囲熱傷用医療機器 1か所当たり 88,000 千円 指肢切断用医療機器 1か所当たり 8,542 千円 急性中毒用医療機器 1か所当たり 32,039 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【県知事の 要請を受けた病 院の開設者】
4	病院間の患 者搬送のた めの病院救 急車活用促 進設備整備 事業	病院救急車及び病 院救急車に搭載す る医療機器等の整 備	第二次救急医療機関とし て必要な診療機能及び病 院救急車を確保するもの とする。	病院救急車 1か所当たり 26,966 千円	1/2 (国 1/2)	地方独立行政法 人、公的団体及 び厚生労働大臣 が認める者
5	小児救急医 療拠点病院 設備整備事 業	小児救急医療拠点 病院として必要な 医療機器の整備	小児重症救急患者の入院を要する(第二次)救急医療機関として必要な医療機器等を備えるものとする。	1 か所当たり 22,000 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【県知事の 要請を受けた病 院の開設者】
6	小児集中治 療室設備整 備事業	小児集中治療室と して必要な医療機 器等の整備	小児集中治療室として必要 な医療機器等の整備	1 か所当たり 11,550 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者【県知 事の要請を受け た病院の開設 者】
7	小児救急遠 隔医療設備 整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピュータ 一機器等の整備	小児救急遠隔医療の実施 に必要なテレパソロジー、 テレラジオロジー、テレビ 電話等のコンピューター 及び付属機器等の整備	1 か所当たり 支援側医療機関 25,073 千円 依頼側医療機関 病院 29,159 千円 診療所 23,104 千円	3/4 (国 1/2) (県 1/4)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
8	小児医療施 設設備整備 事業	小児疾患、新生児 疾患の診断、治療 を行うための医療 機器等の整備	小児医療施設として必要 な設備(保育器、新生児用 呼吸循環監視装置、新生児 用人工換気装置等)の整備	1 か所当たり 26,400 千円 NICU 加算 9,900 千円+NICU 病床×1,650 千 円 (16,500 千円を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
9	周産期医療 施設設備整 備事業	母体・胎児集中治 療管理室、ドクタ ーカーを整備	母体・胎児集中治療管理室 に必要な医療機器等並び にドクターカー及び当該 車両へ搭載する医療機器 等の整備	医療機器 31,975 千円 ドクターカー 32,039 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者【周産期母 子医療センタ ー】
1 0	地域療育支 援施設設備 整備事業	地域療育支援施設 として必要な医療 機器等の整備	地域療育支援施設として 必要な呼吸管理を行うた めの医療機器等の整備	1 か所当たり 3,300 千円×病床数 (10 床分を限度)	(国 1/2) (県 1/2 以内)	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
11	共同利用施 設設備整備 事業	共同利用施設、地域 医療支援病院の共 同利用部門として 必要な医療機器の 整備	共同利用施設 ・高額医療機器の共同利用を実施 ・共同利用施設運営委員 会設置 ・圏域内医師会の同意等 地域医療支援病院の共同 利用部 ・医療法等の規定に基づ き、共同利用を実施	1 か所当たり 220,000 千円	厚生労働 大臣が認 める者 1/3 (国 1/3) 地域医療 支援病院 2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生 労働大臣の認を る者(地域の共同 利用部町も実 り、市 となり得 る)
12	地域災害拠 点病院設備 整備事業	地域災害拠点病院 として必要な医療 機器等、緊急車両、 訓練用資器材の整 備	地域災害拠点病院として 必要な医療機器等、緊急車 両、訓練用資器材の整備	1 か所当たり 医療機器等 19,224 千円 緊急車両 31,865 千円 (外部給電器を購入する場合は、 2,200 千円)	2/3 (国 1/3) (県 1/3) 医療機器 以外は 1/3 (国 1/3)	県知事の要請を 受けた災害拠点 病院で、厚生労働 大臣の認める者
13	N B C 災害・テロ対策設備整備事業	NBC災害・テロ 被害者の診断等に 必要な設備の整備	NBC災害・テロ被害者の 診断等に必要な医療機器 等の整備	1 か所当たり 33,762 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者【救命救 急センター、災害 拠点病院】
14	災害拠点精 神科病院等 設備等整備 事業	災害拠点精神科病 院及びDPAT先 遺隊を有する病院 においてDPAT 先遺隊の活動に必 要な設備等の整備	・広域災害・救急医療情報 システム及び必要な設備 等の整備 ・DPAT先遣隊の携行 式の応急用医療資器材、応 急医療品、衛星電話等	1 か所当たり 8,676 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	県知事の要請を 受けた災害拠点 精神科病院及び DPAT先遣隊 を有する病院で、 厚生労働大臣の 認める者
15	医療施設等 非常用通信 設備整備事 業	災害時に傷病者の 受入れの中心とな る 医療 機関 と し て、非常用通信設 備の整備	衛星携帯電話や衛星デー タ通信等、非常用通信設備 の整備	1 か所当たり 741 千円	国 1/3	公的団体、厚生労働省大臣の認める者【救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域医療支援病院】
16	災害・感染 症医療業務 従事者派遣 設備整備事 業	災害・感染症医療 業務従事者を派遣 する医療機関とし て、必要な診療設 備等の整備	・災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の整備 ・緊急車輛(緊急車輛に常備する携行式の応急用医療資器材、テント、発電機等設備及び外部給電器を含む。) の整備	1 か所当たり 医療機器等 19,224 千円 緊急車両 31,685 千円	国 1/3	県知事と災害・感 染症医療業務従 事者の派遣に関 する協定を締結 している医療機 関で厚生労働大 臣の認める者

	事業名	事業内容	補 助 条 件	基準額	補助率	実施主体
17	人工腎臟装 置不足地域 設備整備事 業	人工腎臓装置不足 地域への人工腎臓 装置の整備	・人工腎臓不足地域単位 に、単身用は患者 2 人に 1 台、多人数用は患者 8 人に 1 台を整備 ・更新のみ (新規又は増設 がなく設置台数が増加し ないもの)の整備について は、対象外とする。	1 か所当たり 多人数用 14,080 千円 単身用 7,150 千円	1/3 (国 1/3)	公的団体、厚生労 働大臣の認める 者
18	院内感染対 策設備整備 事業	院内感染に適切に 対応するための自 動手指消毒器の初 度整備	・病院群輪番制病院等の 政 策医療実施病院等 ・院内感染対策講習会に 参加する等の積極的取り 組み	1 か所当たり 50 床未満 1,066 千円 100 床未満 1,386 千円 200 床未満 2,243 千円 300 床未満 3,416 千円 300 床以上 4,590 千円	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	公的団体、厚生労 働大臣の認める 者
19	内視鏡訓練 施設設備整 備事業	内視鏡訓練施設の 設備整備	内視鏡手術の研修に必要 な機器の整備	1 か所当たり 220,000 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	公的団体、厚生労 働大臣の認める 者

# ④【医療施設等 設備整備費補助金】

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
1	へ者 (艇) 整備 業	へき地の患者を最 寄医療機関まで輸 送するための患者 輸送車及び患者輸 送艇の整備		患者輸送車 ・マイクロバス 1 台当たり 2,829 千円 ・ワゴン車 1 台当たり 1,474 千円 患者輸送艇 1 隻当たり 10,198 千円	市町、公的 1/2 (国 1/2) へき拠点等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者へき地医療拠点病院及び県知事の病院
2	へき地巡回 診療車(船) 整備事業	無医地区等に対する巡回診療に必要な車等の整備	無医地区等に対する巡回 診療に必要な車等の整備	巡回診療車 1台当たり 1,426 千円 巡回診療用雪上車 1台当たり 4,241 千円 巡回診療船 1隻当たり 9,081 千円 (中型の場合、24,982 千円) 歯科巡回診療車 1台当たり 20,000 千円	市町、 公的団体 1/2 (国 1/2) へき地医 療拠点病 院等 10/10 (国 1/2) (県 1/2)	市町、公的団体、厚生労働大臣の認める者へき地医療拠点病院及び県知事の病院

	事業名	事業内容	補助条件	基準額	補助率	実施主体
3	へき地医療 拠点病院設 備整備事業	へき地医療拠点病院 として必要な医療機 器及び歯科医療機器 等の整備	へき地医療拠点病院とし て必要な医療機器及び歯 科医療機器を備えるもの とする。	医療機器 1 か所当たり 55,000 千円 歯科医療機器等 1 か所当たり 27,500 千円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	県知事の指定を 受けた者 【へき地医療拠 点病院】
4	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療実施に必要なコンピューター機器等の整備	・病理画像、X線画像等を 遠隔地の医療機関へ伝送 し、専門医の助言を得る為 の整備 ・患者の通院負担軽減や医 師の移動負担軽減、医療資 源の柔軟な活用などの観点 から、情報通信機器を活用 して、医師と患者間におけ る遠隔地からの診療を行う 為の整備	遠隔画像診断装置 ・支援側医療機関 遠隔病理診断 4,598 千円 遠隔画像診断 16,390 千円 ・依頼側医療機関 遠隔病理診断 14,198 千円 遠隔画像診断 14,855 千円 オンライン診療装置 2,660 千円 遠隔手術指導 5,580 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
5	臨床研修病 院支援シス テム設備整 備事業	臨床病理検討会の 適切な開催に必要 な設備整備	臨床病理検討会の適切な 開催に必要な画像伝送・受 信システム、テレビ会議シ ステム及び附属機器等の 整備	1 か所当たり 支援側医療機関 7,857 千円 依頼側医療機関 7,857 千円	1/2 (国 1/2)	厚生労働大臣の 認める者 【臨床研修指定 病院】
6	へき地・離 島診療支援 システム設 備整備事業	へき地・離島にお ける診療支援に必 要な設備整備	支援側 へき地医療拠点病院、その 他厚生労働大臣が認める者 依頼側 へき地診療所等	1 か所当たり 支援側医療機関 7,857 千円 依頼側医療機関 7,857 千円	1/2 (国 1/2)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
7	離島等患者 宿泊施設設 備整備事業	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な設備整備	・台風等により比較的容易に交通網が寸断されてしまうおそれがあること等 ・宿泊費用を徴収する場合は光熱水費等の実費程度とすること ・設置場所が病院の敷地内(隣接地)であること ・居室が個室であること	1 室当たり 233 千円 (8 室を限度)	2/3 (国 1/3) (県 1/3)	市町、公的団体、 厚生労働大臣の 認める者
8	新興感染症 対応力強化 事業(協定 締結医療機 関設備整備 事業)	病床確保、発熱外 来への医療の提供 を内容とする協定 締結医療機関等が 実施する設備整備	医療措置協定を締結する 医療機関の新興感染症への対応力の強化を図るために必要な設備(簡易陰圧 装置、簡易ベッド、HEP Aフィルター付き空気清 浄機(陰圧対応可能なもの に限る。))の整備	簡易陰圧装置 1病床あたり 4,320,000 円 簡易ベッド 1 台あたり 51,400 円 HEPAフィルター付き空気清 浄機(陰圧対応可能なものに限 る。) 1 施設あたり 905,000 円	10/10 (国 1/2) (県 1/2)	病院、診療所の 開設者
9	遠隔 ICU 体制整備促進事業	遠隔 ICU の体制整 備	遠隔 ICU 体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入等	1 か所当たり 支援側医療機関 120,000 千円 依頼側医療機関 60,000 千円	1/2 (国 1/2)	県又は県知事の 要請を受けて病 院の開設者が整 備、運営する 備、変急医療機 関及び第二次 急医療機関

#### ⑤【地域医療介護総合確保事業補助金】

	事業名	事業内容	補助条件	基 準 額	補助率	実施主体
1	院 内 助 産 所・助産師 外来施設整 備事業	産科を有する病院 における院内助産 所、助産師外来の 施設整備	・産科又は産婦人科の診療科を有すること ・新たに医療機関の施設内に院内助産所等を開設すること	30 ㎡×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート: 159,900 円 ブロック: 139,700 円 木造: 159,900 円	0.33	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
2	看護師勤務 環境改善施 設整備事業	看護職員が働きや すい合理的な病棟 づくりなど、勤務 環境改善整備	・看護業務見直し改善検 討委員会を設置する等看 護業務改善の積極的取組 み ・院内研修等独自の離職 防止対策を実施	基準面積(1 看護単位につき 50 ㎡)×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート:159,900 円 ブロック:139,700 円 木造:159,900 円 加算 ナースコール更新付設 114,200 円/㎡	0.33	厚生労働大臣の 認める者(公的 団体を除く)
3	看護師宿舎 施設整備事 業	個室整備を伴う看 護師宿舎の整備	・看護業務見直し改善検 討委員会を設置する等看 護業務改善の積極的取組 み ・院内研修等独自の離職 防止対策を実施	基準面積(看護師 1 人当たり 33 ㎡)×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート:178,500円 ブロック:156,000円 木造:178,500円	0.33	厚生労働大臣の 認める者 (公的 団体を除く)
4	病院内保育 所施設整備 事業	病院内保育所の新築・増改築及び改修(既存の病院内保育所の改修は除く)の施設整備	・病院内保育施設であって、保育料1人当たり月額10千円以上徴収しており、かつ下記のことを満たすこと・児童4人(10人)以上で保育時間8時間(10時間)以上及び保育士等職員2人(4人以上)を有すること等	基準面積 (収容定員(30 人を限度) ×5 ㎡) ×基準単価 基準単価 鉄筋コンクリート: 148,300 円 ブロック: 129,900 円 木造: 148,300 円	0.33	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者
5	院 内 助 産 所・助産師 外来設備整 備事業	産科を有する病院 における院内助産 所、助産師外来の 設備整備	・産科又は産婦人科の診療科を有すること ・新たに医療機関の施設内に院内助産所等を開設すること	1 か所当たり 3,811 千円	2/3	公的団体、厚生 労働大臣の認め る者

- ※ 基準単価・基準面積は補助の上限であり、実際の整備単価・整備面積がこれらを下回る場合は、実際の単価・ 面積に基づいて算定を行います。
- ※ 補助条件等については、各事業で異なりますので詳しくは各担当課にお問い合わせ下さい。
- ※ 当該一覧表は、各補助事業の概略を示しており、詳細については省略されている部分があることをご承知おきください。